基発 1 2 1 6 第 2 号 平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

労災診療費の適正払いの徹底について

先般、会計検査院により実施された13都道府県労働局(以下「対象局」という。) の会計実地検査の結果、同院から別紙1のとおり、84労災指定医療機関等におい て、手術料、入院料等の労災診療費約1,371万円が過大に支払われていたとの指 摘があり、これに対して別紙2のとおり回答したところである。

労災診療費の適正払いについては、労災補償行政の最重点課題の一つとして、 厚生労働省及び都道府県労働局(以下「局」という。)が、労災診療費審査体制 等充実強化対策事業の受託事業者と密接に連携して取り組んできたところである が、指摘額は昨年度より減少しているとはいえ、手術料、入院料等についてなお 過大な支払が指摘されたことは遺憾である。

そのため、対象局においては、指摘事項について発生原因を十分に精査・分析し、今後は不適正払いが生じることがないよう再発防止策を講じ、別途指示するところにより報告されたい。また、今年度、労災診療費審査体制等充実強化対策事業を廃止し、審査点検業務を国に集約化したことからより一層、適正な審査を行う必要があることを全ての労働局の共通認識とし、対象局以外の局にあっても、別紙1及び別紙2の内容を参考として引き続き自局内の的確な審査に資するようにされたい。

なお、労災診療費の審査において、疑義が生じた場合には、労災指定医療機関等(以下「医療機関」という。)への必要な照会を確実に行うとともに、誤請求の多い医療機関に対しては、個別の実地指導を行うなど、医療機関への指導を徹底されたい。